

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第一部 労働者状態

第四編 労働条件

第一章 賃金

第五節 定期給与と臨時給与

一九五三年における臨時給与(特別に支払われた給与)が、現金給与総額に占める比率は鉱業〇・五%、製造業一二・九%であり、前年は前者が一一・六%、後者が一二・三%であったのに比べると、鉱業の臨時給与の減少していることがめだつ。これは鉱業の中で特に石炭産業の恐慌が深刻化したため臨時給与の支払をひきしめたことの結果であろう。製造業の臨時給与が相変らず減少していないのは、賃金値上げの闘争を一時金支給でおさえる傾向が依然として一般的に採用されたためである。(第137表)

臨時給与が現金給与総額中に占める比率を月別にみると、まず鉱業では八月(二五・九)、一二月(三二・一)と大きな比率を示しているが、前年には七月にも二一・八という比率を示しているのに五三年は九・四にすぎない。前年のような石炭産業の好況局面が影をひそめてしまったことを意味するものであろう。製造業では相変らず鉱業よりも一月早く六月(一六・六)、七月(二三・七)と高い比率を示しているが、これは春期闘争が一時金の支給で妥結した企業が多かった結果である。

これを産業別にみると(第138表)、たとえば六月に臨時給与がもっとも多く支給されているのは、石油及び石炭製品製造業(一万四七五七円)その他の公益事業(一万三六七六円)などであり、七月には紙及び類似品製造業(一万一一五四円)一二月にも紙及び類似品製造業(一万九二四八円)石油及び石炭製品製造業(二万六〇八六円)その他の公益事業(二万三九九五円)金融及び保険業(二万〇〇八八円)となっている。これらの産業において臨時給与が多かったのは、まずそれが比較的好況だったためであろう。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)